

議案第15号

飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

市内医療・福祉機関等で従事しようとする看護学生に対して貸与する修学資金の額を増額等するための改正

## 飛驒市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

飛驒市看護師等修学資金貸与条例（平成24年飛驒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「12月」を「42月」に改める。

第4条中「7万円」を「10万円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 飛騨市看護師等修学資金貸与条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第2条 略 (貸与の条件)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 修学資金の貸与の決定を受けた者(以下「修学生」という。)は、養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して<u>12月</u>以内に市内医療・福祉機関等に看護師等として業務に従事しなければならないものとする。</p> <p>3 略 (修学資金の額)</p> <p>第4条 修学資金の額は、1人につき月額<u>7万円</u>とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第2条 略 (貸与の条件)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 修学資金の貸与の決定を受けた者(以下「修学生」という。)は、養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して<u>42月</u>以内に市内医療・福祉機関等に看護師等として業務に従事しなければならないものとする。</p> <p>3 略 (修学資金の額)</p> <p>第4条 修学資金の額は、1人につき月額<u>10万円</u>とする。</p> <p>以下 略</p>

## 飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する 条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

市内医療・福祉機関等で従事しようとする看護学生に対して貸与する修学資金の額を増額するための改正

### 2 改正の内容

市内医療機関等の看護師の高齢化の傾向や不足感を受け、若手の看護師確保を推進するため、市内医療・福祉機関等に従事しようとする看護学生に貸与する修学資金（市内での就職期間に応じ返還が免除される。）の額を月額7万円から10万円に増額し、看護師養成学校卒業後1年以内の市内就職要件を3年6か月以内に緩和し、市内就職に向けた進路の選択肢に幅を持たせる。

### 3 施行日 平成31年4月1日